

障害厚生（共済）年金の傷病例を紹介します



障害厚生（共済）年金は、在職中に初診がある傷病により、**通常の生活が困難である、仕事に支障が出ている**など、初診日から起算して、原則1年6月を経過した日（障害認定日といいます）に、一定の障害状態に認定された場合に支給されるもので、平成27年10月の被用者年金制度一元化以降、在職中でも支給されることになりました。

東京支部では、“カラダ”に関するものだけでなく、“メンタル”の症状までさまざまな状態の方から請求を受けていますが、これまで請求のあった傷病を一部紹介します。

●傷病例（一部）

【精神の傷病】 うつ病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、高次脳機能障害、アルツハイマー型認知症など

【肢体の傷病】 上肢または下肢の離断または切断障害※1、人工骨頭または人工関節のそう入置換※2、脳出血、パーキンソン病など

【その他の傷病】 慢性腎不全による人工透析※3、糖尿病、心疾患（心臓ペースメーカー装着等）※4、直腸癌等による人工肛門の造設※5など

※1～5の認定日 ※1 離断または切断した日 ※2 人工骨頭または人工関節のそう入置換の日
※3 人工透析療法の開始日から起算して3ヶ月を経過した日
※4 心臓ペースメーカーを装着した日 ※5 人工肛門を施した日から6ヶ月を経過した日

まずは、
医師に
相談か…



上記の傷病等で、障害等級が1級から3級に該当する方については、障害年金の受給権が発生します。まずは、ご自分が障害等級1級から3級に該当するかどうか、病院の医師に相談ください。

